

工業所有権の取扱い規則

一般財団法人エンジニアリング協会（以下「財団」という。）は、調査研究（開発研究を含む。以下同様）を民間企業その他の者（以下「受託者」という。）に委託する場合、調査研究の結果得られる技術上の成果として特許、実用新案登録、又は意匠登録を受ける権利及びその権利により取得した権利（以下「工業所有権」という。）の取扱いについて次のとおり定める（以下「本規則」という。）。

1. 工業所有権の所有関係について

- 1-1 財団（委員会・分科会又はグループをおく場合はそれらを含む。）と受託者が共同で調査研究した結果得られる工業所有権は、財団とその調査研究に関与した受託者との共有とする。この場合、財団と受託者の持分は、各2分の1とする。なお、調査研究に関与した受託者が複数の場合又はそれに下請者がある場合（以下、複数の受託者や下請者を総称して「受託者側」という。）であっても、その結果得られる工業所有権についての受託者側の持分は全部で2分の1とし、受託者側内部の割合は受託者側の協議によるものとする。また、受託者は、その下請者に対し、工業所有権の持分について、受託者側にて全部で2分の1であることについて事前に書面により同意を得るものとする。
- 1-2 受託者のみで調査研究した結果得られる工業所有権については、次のとおりとする。
 - 1-2-1 受託者が調査研究した結果得られる工業所有権が、調査研究委託対象（それと類似する代替的なものを含む。）に係るものである場合は、1-1の規定を準用する。
 - 1-2-2 受託者が調査研究した結果得られる工業所有権が、調査研究委託対象を製造するために必要な工業所有権（ただし、それ自体が調査研究委託対象に係る工業所有権である場合には、本項ではなく、1-2-1によるものとする。）である場合は、受託者の単独保有とする。ただし、当該工業所有権については、財団と受託者の間で協議のうえ、受託者は有償若しくは無償で、財団が実施又は利用（財団が第三者に委託して製造及び販売を行う場合を含む。以下1-2-3においても同じ。）することを許諾するものとする。
 - 1-2-3 上記1-2-1及び1-2-2に規定するもの以外の工業所有権であって、調査研究委託対象に関連する工業所有権は、受託者の単独保有とする。ただし、その工業所有権については、財団と受託者の間で協議のうえ、受託者は有償若しくは無償で、財団が実施又は利用することを許諾するものとする。
- 1-3 工業所有権につき、権利の帰属が明確でない場合には、受託者は出願手続開始前に、その帰属について財団と協議するものとする。

2. 工業所有権の出願等について

- 2-1 財団と受託者が共有する工業所有権についての出願及び保全管理等の事務手続は、受託者が行うものとし、当該事務手続の具体的内容については、あらかじめ財団と受託

者との間で協議するものとする。出願及び保全管理等に要する費用は、受託者が負担するものとする。

2-2 財団と受託者が共有する工業所有権の外国への出願等の取扱いについては、財団と受託者がその都度協議して定めるものとする。

3. 工業所有権の第三者に対する実施又は利用の許諾について

財団と受託者が共有する工業所有権の第三者に対する実施又は利用の許諾については、財団と受託者が協議して定めるものとする。

4. 工業所有権の出願又は取得の報告について

4-1 受託者は、委託された調査研究の結果得られた工業所有権について、次の事項を各月ごとに当該月経過後30日以内に財団に報告するものとする。

(イ) 題名、出願年月日及び出願番号

(ロ) 特許又は実用新案登録にあっては、その請求の範囲及び簡単な説明

(ハ) 意匠登録にあっては、その図面及び意匠にかかわる物品名

(ニ) 次の表示番号(A・B・C)による工業所有権の分類の区分

A……委託された調査研究の結果得られた工業所有権で、財団と受託者が共有するものの(1-1及び1-2-1に該当するもの)

B……委託された調査研究の結果得られた工業所有権で、調査研究委託対象を製造するために必要な工業所有権に関するもの(1-2-2に該当するもの)

C……委託された調査研究の結果得られた工業所有権で、上記A・B以外のもの(1-2-3に該当するもの)

4-2 受託者は、前項に係る工業所有権の設定登録を受けた場合には、設定登録の日から30日以内に財団に対し、文書により報告するものとする。

5. 工業所有権の調査及び情報交換

受託者は、その委託された調査研究担当分野について他の者(外国企業等を含む。)が取得又は出願している工業所有権につき知り得た情報を財団に速やかに報告することとする。

又、それ以外の情報についても、必要に応じ、財団と受託者は情報交換を行うこととする。

6. 本規則における協議

本規則において、財団及び受託者との間で協議するものとされている事項について、協議開始後30日以内に協議が調わないときは財団の決定によるものとする。

附 則

この取扱いは、昭和53年11月22日から適用する。

この取扱いは、平成23年4月1日から適用する。(一般財団法人移行に伴う修正)

この取扱いは、平成27年4月1日から適用する。(1行目の表現修正)

修正前：その地下空間利用システム策定等事業において、その業務を民間企業～

修正後：調査研究(開発研究を含む。以下同様)を民間企業～